

景観まちづくり条例に 基づく通知の手引き

平成30年7月

一関市

景観まちづくりの将来像

みんなで守り、創り 未来へ引き継ぐ

魅力ある景観まちづくり

～活力ある都市景観とふるさとの原風景が調和した景観づくり～

景観まちづくりの基本目標

- 一人ひとりが誇りをもって参加できる協働の景観まちづくり
- 水と緑の恵みを生かす景観まちづくり
- 地域の個性ある景観を守り育て、つくり、生かす景観まちづくり
- 中東北の拠点都市としての魅力と活力ある景観まちづくり

景観まちづくりの構成要素別基本方針

「山」の景観街作り方針
<ul style="list-style-type: none">● 木々を守り増やし、山並み景観を保全する● パノラマ眺望の名所として活用する● 山林環境の美化を推進する
「かわ」の景観まちづくり方針
<ul style="list-style-type: none">● 潤いのある親水景観や渓谷美を保全する● 水質を浄化し、生態系のすみかを保全する● 交流の場として活用し、PRを図る
「さと」の景観まちづくり方針
<ul style="list-style-type: none">● 伝統的な農村景観を保全・継承する● 自然とあいまった美しい里景観を保全・創出する● 元気のある里の景観づくりを進める
「まち」の景観まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none">● 賑わいと魅力のある「まち場」の景観を創出する● 街並み景観を保全する● 潤いのある街並みを保全する
「道・駅」の景観まちづくりの方針
<ul style="list-style-type: none">● 良好な道の景観を保全・創出する● まちの顔・地域の顔としての駅周辺景観を創出する● 街道沿いや観光ルート沿いの景観を保全・創出する
「歴史・文化」の景観まちづくり
<ul style="list-style-type: none">● 歴史文化資源の景観を保全し活用する● 無形民俗文化財を保全継承し、景観創出を図る

地域ごとの景観まちづくり方針

一関地域	「活力ある都市と自然・歴史文化が調和する広域拠点の景観づくり」
花泉地域	「花と泉の潤いと活力みなぎる田園の景観づくり」
大東地域	「蔵街道と祭りの映える室蓬讓水の里の景観づくり」
千厩地域	「街道と歴史・自然が調和する交流拠点の景観づくり」
東山地域	「自然の恵みと文化が調和する観光拠点の景観づくり」
室根地域	「室根山と祭りの映える安らぎのある里の景観づくり」
川崎地域	「川の恵みと歴史が調和するふるさとの景観づくり」
藤沢地域	「豊かな自然を守り原風景を活かした縄文の景観づくり」

一関市では、本市の美しく魅力ある景観を保全・整備し、後世に継承するとともに、これらを生かした地域の活性化や交流の促進など、総合的なまちづくりを推進するため、景観法に基づく「一関市景観計画」と「一関市景観まちづくり条例」を平成21年3月に決めました。

平成21年7月1日以降、この制度に基づき、一関市景観計画区域(本寺地区景観計画区域を除く市全域)内において、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等、また、開発行為等の行為をしようとする場合は、市への通知が必要となります。

1. 通知対象行為

景観計画区域内において、次の行為を行う場合は、あらかじめ市長への通知が必要となります。

(1) 一関市景観計画区域内における通知(重点地区を除く区域)

区 分		規 模 等
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 13m 又は延べ面積 1,000 m ² を超えるもの
工作物	煙突、排気塔、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	高さ 13m 又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの
	観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	
	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
	汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する施設	
	自動車車庫の用途に供する立体的な施設	
	彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	広告塔、広告板その他これらに類するもの	
	擁壁、柵、塀その他これらに類するもの	高さ 5m を超えるもの
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む)その他これらに類するもの	高さ 20m を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ 5m 又は堆積の用に供される土地の面積 1,000 m ² を超えるもの、かつ堆積期間が 90 日を超えるもの
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓		対象となる土地の面積が都市計画区域内では 3,000 m ² 、区域外では 10,000 m ² を超えるもの、又は、のり面、擁壁を生ずるもので高さ 5m かつ長さ 10m を超えるもの

※ 建築物、工作物の高さは、地盤面からの高さをいいます。

(2) 景観形成重点地区の通知

■ 巖美溪周辺地区

巖美溪周辺地区においては、以下の規模に該当する行為について、通知が必要となります。

区 分		規 模 等
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	行為に係る床面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物	煙突、排気塔、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの
	観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの
	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
	汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する施設	
	自動車車庫の用途に供する立体的な施設	高さ5m又は表示面積10㎡を超えるもの
	彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	広告塔、広告板その他これらに類するもの	
擁壁、柵、塀その他これらに類するもの	高さ1.5mを超えるもの	
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）その他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの	
木竹の伐採		高さ10m又は伐採面積300㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ1.5m又は堆積の用に供される土地の面積100㎡を超えるもの、かつ堆積期間が90日を超えるもの
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの） 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓		対象となる土地の面積が300㎡を超えるもの、又は、のり面・擁壁を生ずるもので1.5mを超えるもの

※ 建築物、工作物の高さは、地盤面からの高さをいいます。

■世界遺産平泉周辺地区

世界遺産平泉周辺地区においては、以下の規模に該当する行為について、通知が必要となります。

区 分		規 模 等	
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの	
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、排気塔、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	
		観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート※、コースターその他これらに類する遊戯施設	
		コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
		石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
		汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する施設	
		自動車車庫の用途に供する立体的な施設	
		彫像、記念碑その他これらに類するもの	
		広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ13m又は表示面積25㎡を超えるもの
		擁壁、柵、塀その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの
		電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）その他これらに類するもの	高さ20mを超えるもの
		風力発電施設	高さ13mを超えるもの
太陽光発電設備	高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ5m又は堆積の用に供される土地の面積1,000㎡を超えるもの、かつ堆積期間が90日を超えるもの	
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの） 土地の開墾、土石の採取注2、鉱物の掘採注2、その他土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓		対象となる土地の面積が都市計画区域内では3,000㎡、区域外では10,000㎡を超えるもの、又は、のり面、擁壁を生ずるもので高さ5mかつ長さ10mを超えるもの	

※ 建築物、工作物の高さは、地盤面からの高さをいいます。

(3)通知行為の適用除外

景観法及び政令並びに省令に定めるもののほか、以下の行為は適用除外とします。

- ・ 専ら自らの居住の用に供する一戸建ての住宅
- ・ 農地又は河川における土石の採取又は鉱物の掘採
- ・ 農業、林業又は漁業を営むための行為（宅地造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採又は水面の埋立て若しくは干拓は除く。）
- ・ 地盤面下又は水面下における行為
- ・ 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

2. 景観形成基準

一関市景観計画では、将来象並びに基本方針に基づき景観まちづくりを推進するために、通知対象行為に対して、配慮すべき「指針」と則すべき「基準」に分けて景観形成基準を定めています。

(1)一関市景観計画区域内における景観形成基準

【共通次項】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての対象行為を実施するうえで、本計画の基本目標及び基本方針に掲げる内容の実現に配慮する。 	
【建築物】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 須川岳及び室根山をはじめとする山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稜線の保全に配慮する。特に主要な眺望点からみえる山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。 ■ 市街地内の建築物は、隣接する建築物との景観的な調和を図り、良好な町並み形成に配慮する。 ■ 農山村集落地における一戸建ての住宅は、周辺の自然的景観と調和した木造和風のものを奨励する。 	
基 準	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。 ■ 主要な眺望点からみえる山並み景観を保全するよう、建築物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。 ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の外観の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 建築物の外壁に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。
	敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢のすぐれた既存樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用するよう努める。 ■ 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、出来る限り緑化等による修景に努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築設備等については、道路等から出来るだけ見えないような配置に努める。
【工作物】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 須川岳及び室根山をはじめとする山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稜線の保全に配慮する。特に主要な眺望点からみえる山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。 	
基 準	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、工作物の位置や規模に配慮するよう努める。 ■ 主要な眺望点からみえる山並み景観を保全するよう、工作物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 工作物の外装に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。
【屋外における物件の堆積】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。 	
基 準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■ やむを得ず堆積する場合は、道路等公共施設から見えにくい配置に配慮するとともに、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 ■ 長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 ■ 物の集積又は貯蔵の場所が道路等から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 	

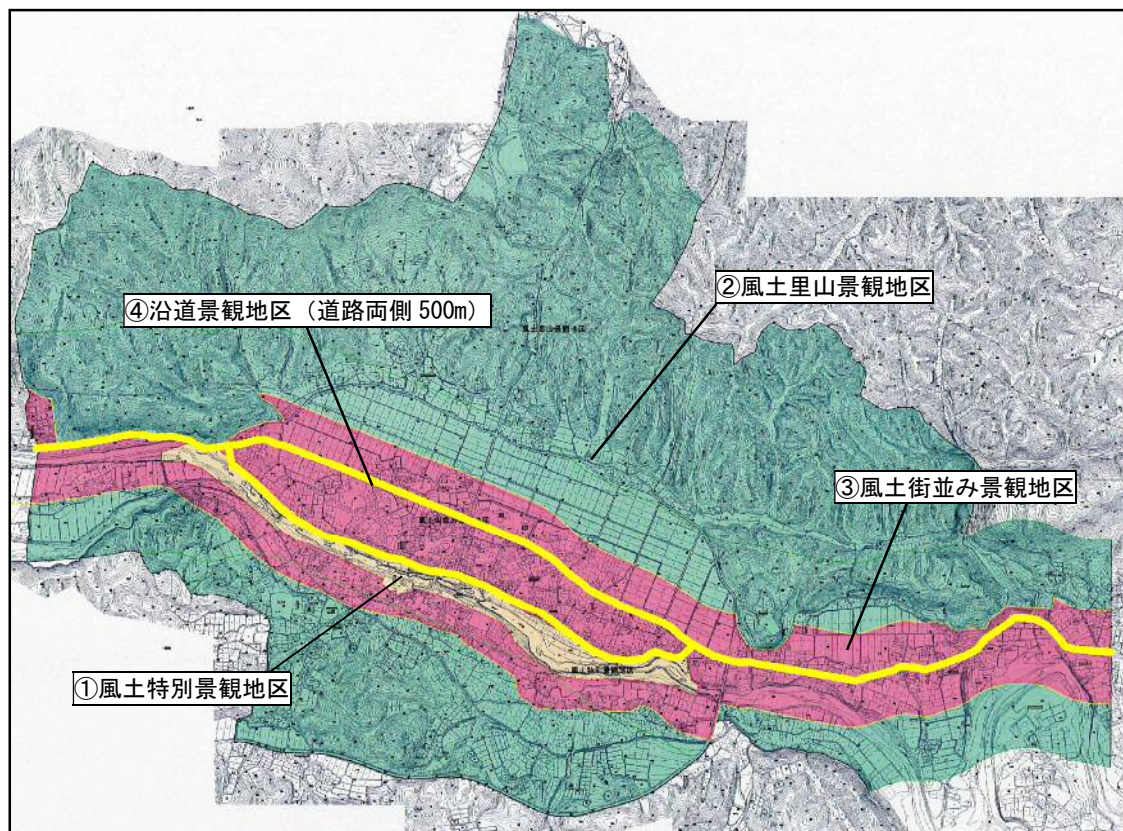
【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】	
指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。
基 準	土石の採取又は鉱物の掘採 <ul style="list-style-type: none"> ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。
	開発行為又はその他土地の形質の変更 <ul style="list-style-type: none"> ■ できる限り現況の地形を生かし、長大なり面や擁壁が生じないようにすること。 ■ のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。

※ 指針及び基準における「主要な眺望点」とは以下の通りである。

- ・一般国道342号(厳美街道・一関街道)、一般国道284号(気仙沼街道・千厩地域の旧道を含む。)、一般国道343号(今泉街道)、一般国道456号とその沿道部
- ・北上川、磐井川、砂鉄川、千厩川、金流川、大川、津谷川、黄海川の各河畔

(2) 景観形成重点地区における景観形成基準

■ 厳美溪周辺地区



■ 景観地区別の誘導の考え方

① 風土特別景観地区	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 名勝・天然記念物である厳美溪として、すぐれた自然的景観を呈する地区であり、本市の観光拠点の一つとして多くの人が訪れる地区であることから、名勝・天然記念物としての価値をより高めるために管理の強化を図り、国指定文化財として保全・継承を図る。
② 風土里山景観地区	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 厳美溪及び国道 342 号(厳美街道)の背後に広がる里山の地区であり、水田を中心とした農村景観が展開し、まとまりのある農村原風景を呈している。 ◎ 地域の歴史や暮らしを投影した風土豊かな要素を有する里山の景観を保全するとともに、農村景観に配慮した景観形成を図る。

③ 風土街並み景観地区	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国道 342 号（厳美街道）沿いに街並みや農村集落が広がる地区であり、田園景観や厳美溪の自然的景観と調和する街並みの景観形成を誘導する。 ◎ 厳美溪沿いには売店などの観光施設が並んでおり、一体性のある街並み景観の創出に努める。
④ 沿道景観地区	◎ 国道 342 号（厳美街道）及び市道厳美溪中央線の沿道 500m の範囲に該当する地区で、道路から見渡せる田園景観、須川岳の山並み景観が良好な地区であり、これらの景観の保全に努める。

■ 厳美溪周辺地区の景観形成基準

		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区	
共通事項	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 厳美溪の自然的景観、須川岳をはじめとする背後の山並みや田園景観など、周辺景観と調和した景観の誘導に配慮する。 			
	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の位置や規模、配置、形態・意匠などが重要な眺望点からの風土性豊かな眺望や周辺の田園景観などと調和するように誘導する。 			
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地形や植栽の保全に配慮した配置とする。 ■ 厳美溪からの見え方に配慮した配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模建築物は、周囲の道路からみてなるべく目立たないよう、地形や防風林等に配慮する。 		
		後退距離	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の外壁は、隣地境界からできるだけ離すよう努める。また、幹線道路の境界からは3m以上後退することを基本とする。（既存建築物の増築、改築又は外観の変更であって景観形成上支障のないものはこの限りでない） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の外壁は敷地の境界からできるだけ離すように努める。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最高の高さは13mを超えないものとする。（周辺の状況等を勘案し、景観形成上支障のないものはこの限りでない） 			
	基準	意匠形態	<p>【屋根】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の屋根は適度な勾配を有するものとし、陸屋根は避けるよう努める。 		
		【構造】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 和風建築とし、伝統的な材料、工法、形式に配慮する。 ■ 平入りを原則とし、妻入りは避けるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 和風建築を基本とする。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ■ 須川岳など背景の山並みや厳美溪の自然景観との調和に配慮し、突出した形態意匠とならないように努める。 ■ 厳美溪からの見え方に配慮した形態意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の田園景観、自然景観との調和に配慮する。 ■ イグネ等屋敷林は極力保全するものとし、これらと一体となった形態意匠に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の街並み景観との調和に配慮する。
	色彩素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の屋根及び外壁の色彩は低彩度色又は無彩色とする。 ■ 建築物の外壁は自然素材を基本とする。 			
	敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生け垣を基本とする。 ■ 敷地内はできる限り緑化し、植栽は在来種を基本とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内はできる限り緑化する。 	

	屋外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑化や伝統的意匠によりできる限り修景し、周辺の自然的景観との調和に努める。 ■ 規模の大きな駐車場では、なるべく空間の分節化を行い、周辺の自然的景観との調和に努める。 		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物に附帯する壁面設備、屋上設備やキュービクル、受水槽等は敷地外から見えないように配慮する。 		

		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区		
工 作 物	指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の位置や規模、配置、形態・意匠などが重要な眺望点からの風土性豊かな眺望や周辺の田園景観などと調和するように誘導する。 				
	基 準	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地形や植栽の保全に配慮した配置とする。 ■ 厳美溪からの見え方に配慮した配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模な工作物は、自然の地形をできる限り生かすよう配慮する。 		
		後退距離	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物は、隣地境界からできるだけ離すよう努める。また、幹線道路の境界からは3m以上後退することを基本とする。(既存工作物の増築、改築又は外観の変更であって景観形成上支障のないものはこの限りでない) 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物は敷地の境界からできるだけ離すように努める。 	
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最高の高さは13mを超えないものとする。(周辺の状況等を勘案し、景観形成上支障のないものはこの限りでない) 			
		形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等の公共空間に接する部分について、歩行者に対する圧迫感や威圧感を与えないように配慮する。 ■ 周辺の自然的景観との調和に配慮する。 			
		色彩素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の色彩は、低彩度色とし、周辺景観と調和したものとする。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の色彩は周辺の街並みと調和し、高彩度色は使用しない。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の外装に使用する素材は、周辺景観と調和した質感のあるものとする。 			
		敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生け垣を基本とする。 ■ 敷地外から見て露出した印象を与えないよう、緑化又は遮へいに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内はできる限り緑化又は遮へいに配慮する。 		
		屋外広告物等	【光源】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物で光源を用いるものは、光源を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いない。 ■ 光源を内蔵する屋外広告物は避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則として光源を用いない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物で光源を用いるものは、光源を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いない。
			【色彩】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物、サイン・案内板等の色彩は低彩度色を用いる。 		
【規模等 (④沿道景観地区内)】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 表示面積が2㎡を超えないようにする(ただし自家広告物は除く)。 ■ 自家広告物では、全体形状の外郭線を高さ3m以下、巾3.6m以下、全体の高さを5m以下とする。 					

		<p>【規模等（沿道景観地区外）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物の表示面積は20㎡を超えないようにする。 ■ サイン、案内板等の大きさは2㎡を超えないようにする。 	<p>【規模等（沿道景観地区外）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物の表示面積は30㎡を超えないようにする。 ■ サイン、案内板等の大きさは4㎡を超えないようにする。ただし、地図案内板は10㎡を超えないようにする。
	屋外照明等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 街灯、外構照明、投光器などの光は、不必要な漏れ光を抑制し、天空への上方光束や人に対する不快光によって、自然夜景と不調和が生じないように配慮する。 	

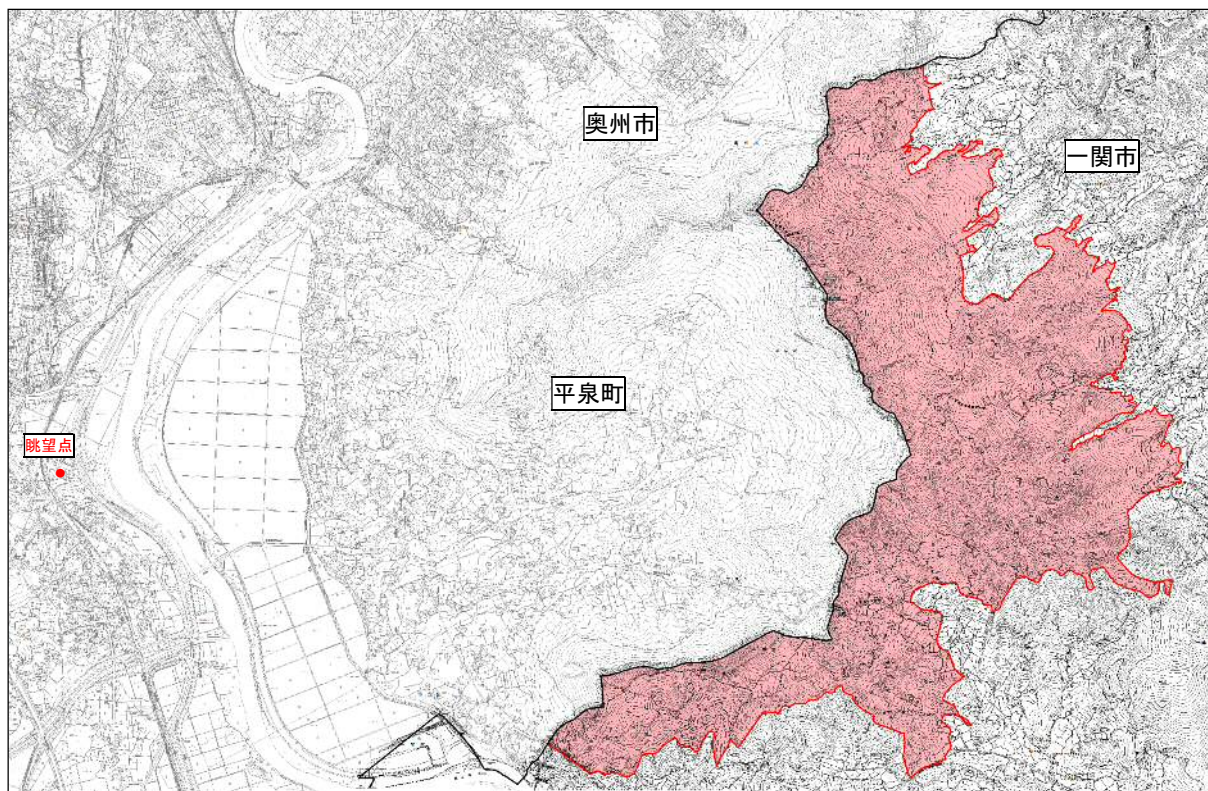
		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区
木竹の伐採	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在の木竹等の植生はなるべく保全し、歴史的・自然的景観の保全・修景に配慮する。 		
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 史跡保全の目的を除き、木竹の伐採は極力避ける。 ■ やむを得ず伐採する場合は、伐採跡地を事後の土地利用に応じ周囲の植生と調和するよう緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歴史的に由緒のある木竹や、屋敷林、防風林等の風土景観を構成する木竹は、保存活用するよう努める。 ■ 樹姿又は樹勢のすぐれた樹木がある場合には、保存又は移植により、修景に活用するよう努める。 ■ 伐採跡地は、事後の土地利用に応じ、周囲の植生と調和した緑化に努める。 	
		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区
屋外における物件の堆積	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺景観と調和しない物件の堆積はできるだけ行わない。 		
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 露出した物の堆積はできるだけ行わない。やむを得ない場合は、道路や眺望点から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮へいするなどの配慮を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 露出した物の堆積はできるだけ行わない（ただし農業目的のものはこの限りではない）。やむを得ない場合は、道路や眺望点から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮へいするなどの配慮を行う。 	
土石の採取又は鉱物の掘採	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 史跡調査等の目的を除き、土石の採取又は鉱物の掘採は極力行わない。 		
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 史跡調査等の目的を除き、土石の採取又は鉱物の掘採は極力避ける。やむを得ない場合は、目立たない場所を選定し、既存樹木や植栽等による遮へいに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路や眺望点から見て目立つ場所での土石の採取又は鉱物の掘採はなるべく行わないよう努める。 ■ 既存の樹木や周囲の植生と調和した植栽、周辺景観と調和した素材による塀等による遮へいに努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に配慮する。 	
開発行為又はその他土地の形質の変更等	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 史跡調査等の目的を除き、現況の地形を変更するような土地の形質の変更は極力行わない。 		
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないように配慮すること ■ のり面は、緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の形質の変更はなるべく行わない。やむを得ない場合は目立たない場所の選定に努める。 	

※指針及び方針における低彩度とは外壁の場合、彩度6以下、屋根の場合、色相が0.1Pから10Yのときは彩度6以下、0.1GYから10PBのときは3以下

※指針及び基準における「重要な眺望点」とは、一般国道342号(厳美バイパス)

(2) 世界遺産平泉周辺地区

世界遺産平泉周辺地区については、平泉の世界遺産としての普遍的価値を保護するため、平泉町側からみた山稜の眺望景観を保全する目的で、舞川地区の一部及び東山町田河津地区の一部を景観形成重点地区として指定する。



【景観形成基準】

【共通事項】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての対象行為を実施するうえで、本計画の基本目標及び基本方針に掲げる内容の実現に配慮する。 	
【建築物】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界遺産平泉の価値を保護するため、平泉町側から見える山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稜線の保全に配慮する。特に主要な眺望点からみえる山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。 ■ 農山村集落地における一戸建ての住宅は、周辺の自然的景観と調和した木造和風のものを奨励する。 	
基 準	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。 ■ 主要な眺望点からみえる山並み景観を保全するよう、建築物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な眺望点からみえる周辺の山並みの稜線を切らないような高さとする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。 ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の外観の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 建築物の外壁に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。

	敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢のすぐれた既存樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用するよう努める。 ■ 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、出来る限り緑化等による修景に努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築設備等については、道路等から出来るだけ見えないような配置に努める。

【工作物】		
指 針		<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界遺産平泉の価値を保護するため、平泉町側から見える山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稜線の保全に配慮する。特に主要な眺望点からみえる山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。
基 準	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、工作物の位置や規模に配慮するよう努める。 ■ 主要な眺望点からみえる山並み景観を保全するよう、工作物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な眺望点からみえる周辺の山並みの稜線を切らないような高さとすること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 工作物の外装に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。
【屋外における物件の堆積】		
指 針		<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。
基 準		<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■ やむを得ず堆積する場合は、道路等公共施設から見えにくい配置に配慮するとともに、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 ■ 長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 ■ 物の集積又は貯蔵の場所が道路等から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。
【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】		
指 針		<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。
基 準	土石の採取 又は 鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。
	開発行為 又はその他 土地の形質の 変更等	<ul style="list-style-type: none"> ■ できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないようにすること。 ■ のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。

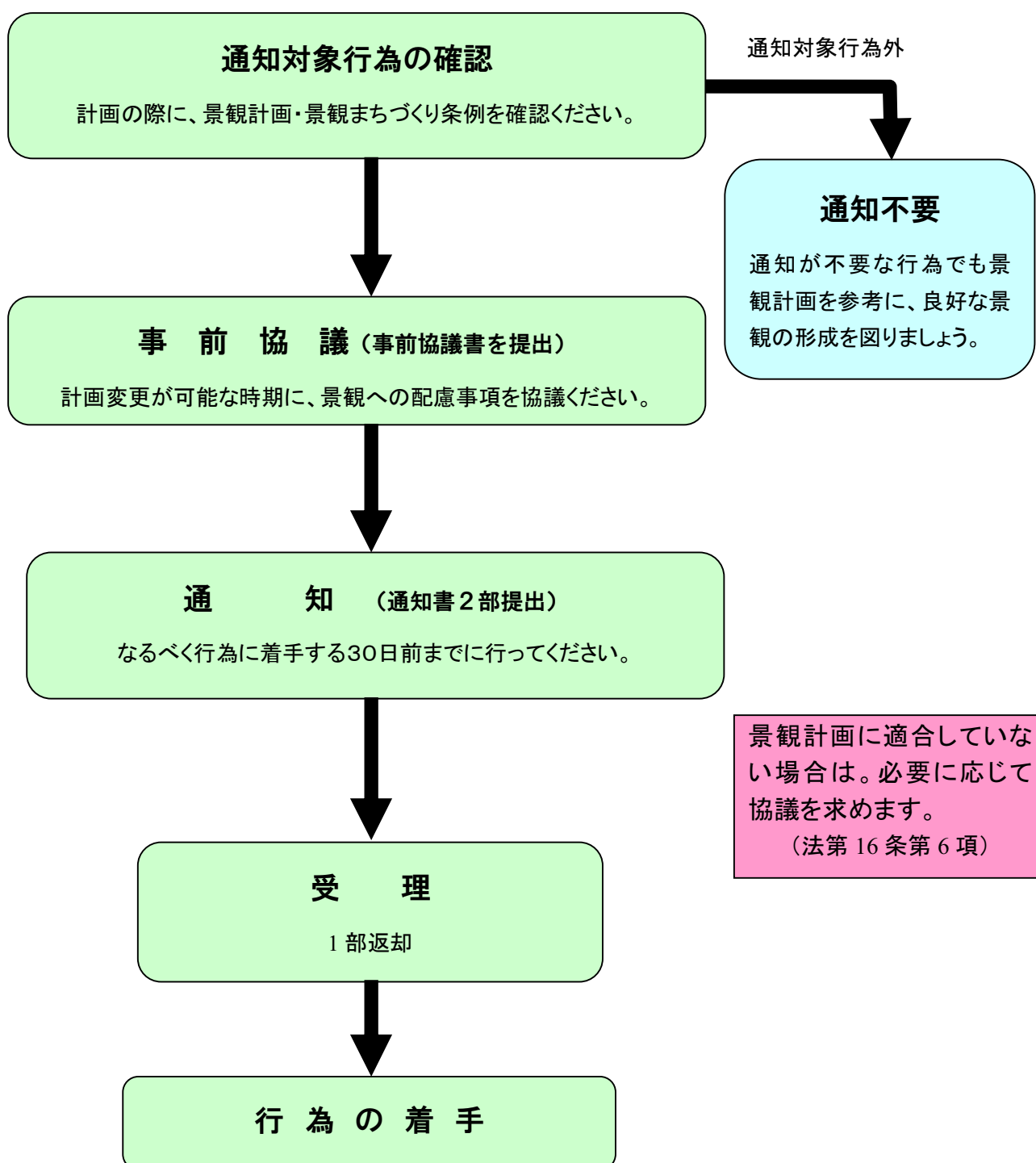
■ 指針及び基準における「主要な眺望点」とは以下の通りである。

- ・ 平泉文化遺産センター

3. 通知手続きの流れ

通知対象行為に該当する行為をする場合は、行為の着手前に、あらかじめ景観担当課への事前協議や通知が必要になります。事前協議から行為の着手までの流れは以下のとおりです。

手続きの流れ



4. 通知等に必要書類

通知書及び事前協議書には、下表の図書を添付してください。

■通知に必要な添付図書

行為の種類	図 書		
	種 類	明示すべき事項	備考
建築物の建築等及び工作物の建設等	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	縮尺 2,500 分の 1 以上
	配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、敷地内における通知に係る建築物及び工作物の位置、通知に係る建築物及び工作物と他の建築物及び工作物等の別、擁壁及び土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料	縮尺 100 分の 1 以上
	2 面以上の立面図	縮尺、方位、高さ、主要部分の寸法、開口部及び付属設備の位置並びに形状、仕上げ材料及び色彩	縮尺 50 分の 1 以上
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（配置図に示すこと。）	
土地の形質の変更等	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	縮尺 2,500 分の 1 以上
	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域	縮尺 100 分の 1 以上
	計画図	縮尺、方位、行為後ののり面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模並びに行為後の土地利用計画及び緑化計画	縮尺 100 分の 1 以上
	縦横断図	行為後の前後における土地の縦断図及び横断図	縮尺 100 分の 1 以上
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（配置図に示すこと。）	
木竹の伐採	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	縮尺 2,500 分の 1 以上
	伐採計画図	縮尺、方位、伐採区域、付近の土地利用状況及び隣接する道路の位置並びに幅員	縮尺 100 分の 1 以上
	土地利用計画図	縮尺、方位及び行為後の土地利用計画	縮尺 100 分の 1 以上
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（伐採計画図に示すこと。）	
屋外における物件の堆積	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	縮尺 2,500 分の 1 以上
	配置図	縮尺、方位、敷地の形状及び寸法、物の堆積の位置、遮蔽物の位置、種類、構造及び規模、隣接する道路の位置及び幅員、隣接する土地との高低差、付近の土地利用の現況	縮尺 100 分の 1 以上
	立面図	縮尺、方位、寸法、堆積物及び遮蔽物の位置及び形状	縮尺 100 分の 1 以上
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（配置図に示すこと。）	

※1 事前協議書に添付する現況図及び計画図の縮尺は、500 分の 1 を以上基本とします。

※2 できる限りシュミレーション写真や着色立面図を添付してください。

※3 審査の迅速化のために配慮事項リストを添付してください。

(第一面)

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

一関市長 様

通知者 住 所
氏 名
電話番号
連絡先

㊟

景観法第 16 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

区域区分	<input type="checkbox"/> 重点地区 (地区)		<input type="checkbox"/> 重点地区以外	
代理者	住 所 氏 名 事務所名 電話番号	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号		
設計者	住 所 氏 名 事務所名 電話番号	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号		
工事施工者	住 所 氏 名 事務所名 電話番号	建設業の許可 () 第 号		
行為の種類				
行為の場所	一関市			
設計又は施工方法	※「(第二面) 行為の種類及び概要」の該当項目に記入してください。			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
景観形成のために特に配慮した事項				
その他の参考事項				

※受理欄	※受付欄	※備考
※受理番号	※受付番号	

(第二面)

行為の種類と概要

行為の種類		行為の概要				
建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 外観を変更する <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	用途				
		構造	造 一部 造			
		階数	地上	階	地下	階
			行為届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m		
		外観の変更概要			変更面積	m ²
			仕上げ (材料・方法)		色彩 (マンセル値)	
		屋根				
		外壁				
		軒裏				
		工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 外観を変更する <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	種類		
構造						
	行為届出部分			既存部分	合計	
築造面積	m ²			m ²	m ²	
築造高さ	m			m		
外観の変更概要				変更面積	m ²	
	仕上げ (材料・方法)			色彩 (マンセル値)		
主要部分						
土地の形質の変更等	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て・干拓 <input type="checkbox"/> その他 ()	行為の目的及び概要				
		行為の内容	面積	法面及び擁壁の高さ	法面及び擁壁の長さ	
			m ²	m	m	
		跡地の処理方法				
木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> その他 ()	行為の目的				
		行為の内容	伐採樹種	高さ	伐採面積	本数
				m	m ²	本
跡地の処理方法						
物件の堆積 屋外における	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他 ()	行為の目的				
		行為の内容	面積	堆積高さ	堆積期間	
			m ²	m	日間	
遮蔽処置						

様式第4号(第4条関係)

事前協議書

年 月 日

一関市長 様

協議者 住所

氏名

⑩

電話

(担当者連絡先)

一関市景観まちづくり条例第 11 条の規定により、下記の行為について協議します。

行為の場所 (地名地番)	一関市			
区域区分	<input type="checkbox"/> 重点地区 (地区)		<input type="checkbox"/> 重点地区以外	
行為の種類				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の概要				
備考				

5. 通知書の提出先及び通知についての問い合わせ先

- 一関市 建設部 都市整備課 建築指導係(本庁4階)
〒021-8501 岩手県一関市竹山町 7-2
電話 0191-21-2111 内線 8537・8538 FAX 0191-21-8800
Email: toshiseibi@city.ichinoseki.iwate.jp